公益社団法人東京都宅地建物取引業協会は不動産無料相談所を常時開設しています

宅建協会のシンボルマーク「ハトマーク」。2羽のハトは「会員業者と消費者の信頼と繁栄」を意味し、赤は太陽、緑は大地、白は取引の公正を表します。宅建協会会員店は店頭に、この「ハトマーク」を掲げ、よりよい住まいづくりに貢献しています。

東京都宅建協会／全宅保証東京本部 不動産無料相談所のご案内

アパートを貸すとき・借りるとき、マンションを売るとき・買うときなどの相談に応じています。弁護士による専門相談（予約制）も行っています。

東京都千代田区富士見2-2-4　東京不動産会館7階　**専用電話** 03-3264-8000

一般相談 月曜日～金曜日（祝祭日は除く）午前10時～午後3時
※電話相談、来所相談。来所相談の場合は午後2時までにお越しください。

専門相談（予約制） 法律相談：第1・第3水曜日午前10時～午後3時　＊来所相談のみ

＊文書・メールでのご相談は受け付けておりません。＊相談日によっては電話がかかりにくい場合、また来所していただいてもお待ちいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

東京都宅建協会は“ハトマークフェアプレーカップ”東京都4年生サッカー大会を応援しています!!

「ハトマークフェアプレーカップ第32回東京都4年生サッカー大会」が、6月29日、6月30日の2日間、府中市朝日サッカー場と少年サッカー場で開催されました。都内15ブロック・48チームの予選会を勝ち抜いてきたチームが、フェアプレーで競い合いました。

TOKYO●2020 CANDIDATE CITY

東京都宅建協会は、
東京の未来、活躍、夢の実現に協力しています。

表紙イラスト　坂巻 弓華

TAKKEN
Total Adviser, Knowledge & Know-how, Excellent Navigator

東京都宅建協会広報誌「宅建」別冊
©公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 2013
2013年9月3日発行　発行所 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会／公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会東京本部
発行人／池田行雄　〒102－0071 東京都千代田区富士見 2－2－4 東京不動産会館
編集人／大滝睦男　TEL. 03－3264－7041　FAX. 03－3264－7047　http://www.tokyo-takken.or.jp/

TAKKEN

Total Adviser, Knowledge & Know-how, Excellent Navigator

宅建協会発行の住生活提案誌 vol.8

TOKYO 2020 CANDIDATE CITY

REAL PARTNER

2013 Autumn

P6 『賃貸住宅トラブル防止ガイドライン』から
P8 地震対策―家具類の転倒・落下・移動防止
P10 東京を楽しく走ろう! ランニングスポット
P12 不動産無料相談所のご案内

P2 知っておきたい! 住宅ローン減税 Q&A

マイホーム購入前に知っておきたい!

住宅ローン減税 Q&A

消費税増税に伴い、住宅ローン減税の内容が変更・拡充され、少し複雑になります。そこで、マイホーム購入前に知っておきたい住宅ローン減税について、そのポイントと消費税増税との関連などを、みておきましょう。

[監修]落合会計事務所　税理士・CFP　落合 孝裕

※ここで記載している内容は、消費税の税率が当初の予定通り、2014年4月1日から8%に、さらに2015年10月1日から10%に引上げられることを前提に記しています。

Deduction of Housing Loan

Question

住宅ローン減税って何? 減税を受けるための要件は?

住宅ローン減税(正式には「住宅借入金等特別控除」。「住宅ローン控除」と呼ばれることもある)というのは、住宅ローンを利用してマイホームを購入した場合に、一定期間にわたって、住宅ローンの年末残高に応じて一定割合を、所得税から控除してくれる制度です(ケースによっては住民税からも控除される。次ページのQuestion3参照)。

住宅ローン減税を受けるための要件は、図表1のとおりです。

図表1●住宅ローン減税を受けるための要件(一般住宅の場合)

対象者	居住する家屋を新築・取得等した者 (合計所得金額3,000万円以下)
控除対象	次の住宅借入金等(期間10年以上)の年末残高 (1)住宅の新築・取得 (2)住宅取得とともにする敷地の取得 (3)一定の増改築等
控除対象住宅	主として居住の用に供すること。 (1)住宅の新築…床面積50㎡以上 (2)新築住宅の取得…床面積50㎡以上 (3)既存住宅の取得 ①床面積50㎡以上 ②築後20年以内(耐火建築物は25年以内)または一定の耐震基準に適合するものであること

Question 2

マイホームを購入した場合、消費税は課税されるの？

マイホームを購入した場合、消費税が課税される取引と課税されない取引があります。

消費税の課税対象となる取引は、「事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡」です。したがって、一戸建てであってもマンションであっても、不動産会社やデベロッパーなどの事業者からマイホームを購入する場合は消費税が課税されます。ところが個人間の取引で住宅を購入する場合は、売主が事業者ではないので消費税は課税されません。また、個人間の場合でも不動産会社などによる仲介があった場合は、不動産自体には消費税は課税されませんが、不動産会社に支払う仲介手数料には消費税が課税されることになります。

つまり、新築住宅の場合は通常、売主は事業者なので消費税が課税されますが、中古住宅の場合、売主は個人であることが一般的なので、非課税となるケースが多いといえます。

また、新築住宅等で消費税が課税される取引でも、住宅価格すべてに消費税が課税されるわけではありません。住宅価格には、建物価格と土地価格が含まれているのですが、消費税が課税されるのは、このうちの建物価格だけです。土地価格には消費税は課税されません。

仮に、購入した新築住宅が、土地3,000万円、建物2,000万円だったとします。消費税額は次のようになります。

- 2013年中～2014年3月　2,000万円×5% → 消費税 100万円
- 2014年4月～2015年9月　2,000万円×8% → 消費税 160万円
- 2015年10月～　2,000万円×10% → 消費税 200万円

Question 3

住宅ローン減税による控除額はどれくらい？消費税率アップとの関係は？

消費税の税率は、2014年4月1日から8%に、さらに2015年10月1日から10%に引上げられる予定になっています。引上げに伴う税負担を緩和するため、2013年度税制改正で、住宅ローン減税を来年から4年間延長し、控除額も拡大されることになりました。

控除額は図表2のとおりです。消費税の税率アップ前の2014年3月までに入居した場合は、10年間の控除額合計は最大で200万円（長期優良住宅、低炭素住宅*の場合は最大で300万円）になります。これが、2014年4月から入居した場合は、10年間の控除額合計は最大で400万円（長期優良住宅、低炭素住宅の場合は最大で500万円）になります。

また、住宅ローン減税は、所得税が少ないため控除額を全額控除できなかった場合は、残りを住民税からも控除することができます。ただし、現在は住民税からの控除上限額は9万7,500円と定められています。これが、消費税率が8%となる2014年4月1日から13万6,500円に拡充されます。

住宅ローン減税と消費税率アップの関係のイメージは、図表3のとおりです。

ただし、これらの控除額は消費税が課税される取引についての控除額です。Question2で説明したように、個人間の取引で中古住宅を購入するような消費税が課税されない取引の場合は、控除額が異なります。詳しくは、Question4をご参照ください。

*長期間の使用に耐えられる一定の住宅性能と維持管理の計画について、国が定める基準をクリアした住宅は「長期優良住宅」として認定を受けることができます。また、省エネルギー性に優れ、低炭素化に資する措置が講じられ、国が定める基準をクリアした住宅は「低炭素住宅」として認定を受けることができます。

図表2●住宅ローン減税による控除額（消費税が課税される場合）

入居年	控除対象借入限度額	毎年の控除率	控除期間	最大控除額（10年間の合計）	住民税からの控除上限額
2013年中～2014年3月	2,000万円（※1）	1%	10年	200万円（※1）	9万7,500円
2014年4月～2017年12月	4,000万円（※2）	1%	10年	400万円（※2）	13万6,500円

（※1）長期優良住宅、低炭素住宅の場合は控除対象借入限度額3,000万円、最大控除額300万円
（※2）長期優良住宅、低炭素住宅の場合は控除対象借入限度額5,000万円、最大控除額500万円

図表3●住宅ローン減税と消費税率アップの関係のイメージ

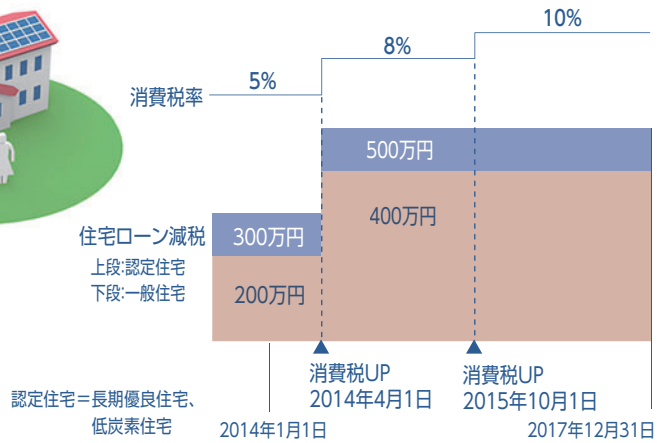

Question

4 消費税が課税されない取引の場合、住宅ローン減税額は?

Question2で説明したように、個人の売主から中古住宅を購入する場合などは、消費税は課税されません。2013年度税制改正で住宅ローン減税が拡充されることになったのは、消費税の税率引上げに伴う税負担を緩和するための措置です。

したがって、そもそも消費税が課税されないケースの場合、消費税の影響がないので、控除額は消費税の税率アップ後も現状のままとなります。具体的には図表4のとおりです。

図表4●住宅ローン減税による控除額(消費税が課税されない場合)

入居年	控除対象借入限度額	毎年の控除率	控除期間	最大控除額(10年間の合計)	住民税からの控除上限額
2013年中～2017年12月	2,000万円(※)	1%	10年	200万円(※)	9万7,500円

(※)長期優良住宅、低炭素住宅の場合は控除対象借入限度額3,000万円、最大控除額300万円

5 住宅ローン減税とは別に、低所得者向けの給付措置(すまい給付金)が実施されると聞きましたが…?

Question

「すまい給付金」制度は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担を緩和するために導入を予定している制度です。この制度は、2013年6月26日に行われた与党合意に基づくものであり、今後、政府内において消費税引上げの判断も踏まえつつ、最終的な調整が行われる予定です。

住宅ローン減税は、支払っている所得税等から控除する仕組みであるため、収入が低い人ほど、その効果が小さくなります。「すまい給付金」制度は、住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税とあわせて消費税率引上げによる負担の軽減をはかるものです。このため、収入によって給付額が変わる仕組みとなっています。

2014年4月から2017年12月まで実施の予定で、「すまい給付金」を受け取るためには、給付申請書を作成し、確認書類を添付して申請することが必要になります。

対象となる住宅は、図表5のとおりです。消費税が課税されない取引の場合は、給付の対象にはなりません。

給付額は、図表6のとおりです。

図表5●すまい給付金の対象となる住宅

対象となる住宅の要件は、新築住宅と中古住宅で異なります。なお、現金取得の場合は、追加要件を満たす必要があります。

	新築住宅※1	中古住宅
住宅ローン利用者の要件	●自らが居住する ●床面積が50㎡以上 ●工事中の検査により品質が確認された次の住宅 ①住宅瑕疵担保責任保険に加入 ②建設住宅性能表示制度を利用 等	●売主が宅地建物取引業者である ●自らが居住する ●床面積が50㎡以上 ●売買時等の検査により品質が確認された次の住宅 ①既存住宅売買瑕疵保険※3に加入 ②既存住宅性能表示制度を利用(耐震等級1以上に限る) ③建設後10年以内で、新築時に住宅瑕疵担保責任保険に加入または建設住宅性能表示制度を利用
現金取得者の追加要件	上記の住宅ローン利用者の要件に加えて ●フラット35Sの基準※2を満たす ●50歳以上(住宅を引渡された年の12月31日時点) ●収入額の目安が650万円以下 (都道府県民税の所得割額が13.30万円以下)	上記の住宅ローン利用者の要件に加えて ●50歳以上(住宅を引渡された年の12月31日時点) ●収入額の目安が650万円以下 (都道府県民税の所得割額が13.30万円以下)

※1 新築住宅は、工事完了後1年以内、かつ居住実績のない住宅　※2 耐震性(免震住宅)、省エネルギー性、バリアフリー性または耐久性&可変性のいずれかに優れた住宅
※3 中古住宅の検査と保証がセットになった保険

図表6●すまい給付金の給付額

住宅取得者の取得時に適用される消費税率に応じ設定されています。収入額（都道府県民税の所得割額）によって給付基礎額が決まり、給付基礎額に登記上の持分割合を乗じた額（千円未満切り捨て）が給付されます。

給付額 ＝ 給付基礎額 × 持分割合 ◀ 建物の登記事項証明書（権利部）で確認します。

収入額の目安（都道府県民税の所得割額）によって決定
収入の確認方法／市区町村が発行する課税証明書※1 に記載される都道府県民税の所得割額で確認します。

※1 個人住民税の課税証明書。発行市区町村により、名称が異なる場合があります。

■消費税率8%の場合

収入額の目安	都道府県民税の所得割額※2	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円
475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円

※2 神奈川県は他の都道府県と住民税の税率が異なるため、収入額の目安は同じですが、所得割額が上表と異なります。詳しくは、すまい給付金制度のホームページ等をご確認ください。

■消費税率10%の場合

収入額の目安	都道府県民税の所得割額※2	給付基礎額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下	40万円
525万円超 600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下	30万円
600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下	20万円
675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下	10万円

注:現金取得者の収入額（目安）の上限650万円に相当する所得割額は13.30万円です。

夫婦（妻は収入なし）および中学生以下の子どもが2人のモデル世帯において住宅取得する場合の夫の収入額の目安です。

Question 6 請負契約でマイホームを取得する場合は、消費税率引上げに伴う経過措置があると聞きましたが…？

マイホームを取得した場合、消費税は原則、引渡しが2014年4月1日以降であれば8%、2015年10月1日以降であれば10%の税率が適用されますが、注文住宅等の請負契約については別途、経過措置が設けられ、図表7のとおりになっています。

図表7●消費税率引上げに伴う請負契約に係る住宅等の経過措置

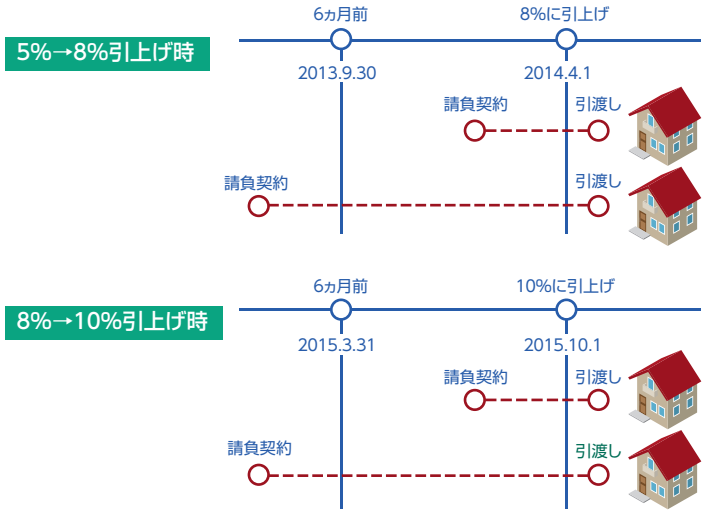

<原則>
引渡しが2014.4.1を過ぎているので新税率（8%）が適用

<経過措置>
引渡しが2014.4.1以降であっても請負契約を2013.9.30までに行っていれば5%を適用

<原則>
引渡しが2015.10.1を過ぎているので新税率（10%）が適用

<経過措置>
引渡しが2015.10.1以降であっても請負契約を2015.3.31までに行っていれば8%を適用

マンション等の分譲契約についても、注文者が壁の色またはドアの形状等について特別の注文を付すことができることとなっている場合には、請負契約と同様の経過措置が適用されます。

詳細については所管の税務署等に、お問い合わせください。

［監修］深沢綜合法律事務所　弁護士　大桐 代真子

『賃貸住宅トラブル防止ガイドライン』から

東京都都市整備局は、2013年4月に『賃貸住宅トラブル防止ガイドライン（改訂版）』を発行しました。
東京都の賃貸住宅紛争防止条例に基づいて、民間賃貸住宅の賃貸借をめぐるトラブルを
防止することを目的として作成しています。
このうち、トラブル防止のポイントと、相談事例を抜粋・要約して紹介します。
このガイドラインは、賃貸住宅を借りようとする方や、すでに借りている方が疑問を感じたり、
トラブルが生じたりしたときに役立つので、ぜひ参考にしてください。

●東京都都市整備局ホームページ
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/
●東京都都市整備局『賃貸住宅トラブル防止ガイドライン』ダウンロードページ
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/tintai/310-4-jyuutaku.htm

トラブル防止のポイント

Ⅰ トラブル防止と東京都の条例

●東京都の「賃貸住宅紛争防止条例」では、①退去時の原状回復・入居中の修繕の費用負担の原則、②実際の契約の中で借主の負担とされている具体的内容を、宅地建物取引業者が説明することを義務付けています。
●条例に基づく説明を聞き、原則における費用負担の考え方と契約上の費用負担の内容を比較し、その相違の有無や内容を十分理解したうえで契約してください。

Ⅱ 退去時の復旧について

●退去時には原状回復が必要となります。借主に義務として課されている「原状回復」とは、退去の際に、借主の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など、借主の責任によって生じた住宅の損耗やキズ等を復旧することです。その復旧費用は、借主が負担するのが原則です。
●経年変化および通常の使用による損耗・キズ等の復旧については、貸主が行うのが原則です。その復旧費用は貸主の負担です。

相談事例

Q 契約書には「借主は、明渡しの際に原状回復しなければならない」と書かれています。貸主は、原状回復は入居当時の状態に戻すことだと言っていますが、本当ですか？　貸主が言うとおりの費用を負担しなければいけないのでしょうか？

A 原状回復とは、入居当時の状態にまで回復することをいうのではなく、借主の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など、借主の責任によって生じた損耗やキズなどを復旧することをいいます。この相談事例では、貸主の主張どおりに入居時の状態まで回復する義務はないといえます。

●貸主と借主の合意により、左記の原則と異なる特約を定めることができます。ただし、通常の原状回復義務を超えた負担を借主に課す特約は、すべて認められるわけではなく、内容によっては無効とされることがあります。

●特約はトラブルの原因となることが多いので、注意が必要です。条例に基づく説明を聞き、納得した上で契約を締結してください。

●入居前の物件確認は「確認書」を使い、しっかりと行いましょう。

●退去時の物件確認は、しっかりと行いましょう。

Q かなり古いと思われる物件に4年間居住していました。退去の際にバスルームの床が傷んでいるので、バスルームごと交換するための費用70万円を請求されました。納得できないのですが…。

A 床が傷んだ原因が老朽化によるもので、借主に責任がない場合には、借主の負担とはなりません。次の入居者を確保する目的で行う設備の交換や、古くなった設備を最新のものに取り替えるような修繕は、リフォームやグレードアップにあたると考えられます。

Ⅲ 入居中の修繕

●貸主には、借主がその住宅を使用し居住していくうえで、必要となる修繕を行う義務があります。ただし、借主の故意・過失、通常の使用方法に反する使用など、借主の責任によって必要となった修繕は、借主の負担となります。

●小規模な修繕については、貸主の修繕義務を免除するとともに、借主が自らの費用負担で行うことができるという特約を定めることができます。

●借主は入居中、修繕等の連絡はこまめに行いましょう。

室内の地震対策

家具類の転倒・落下・移動防止対策

〈東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」から〉

近年発生した地震で、けがをした原因を調べると、約30～50%の人が家具類の転倒・落下・移動によるものでした。いくつかの家具についての転倒・落下・移動防止対策と主な対策器具を示しておきます。チェックシートを掲載したので、自分の家は大丈夫か、チェックしてみてください。

＊賃貸の場合は、家具類の転倒・落下・移動防止対策を行う際に大家さんや管理会社にご相談ください。

●テレビの場合

床、壁に固定されたテレビ台とテレビを直接固定するのが最も確実な方法です。

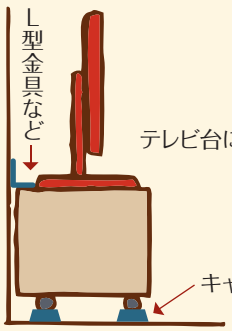

直接ボルト等でテレビ台に固定できる場合

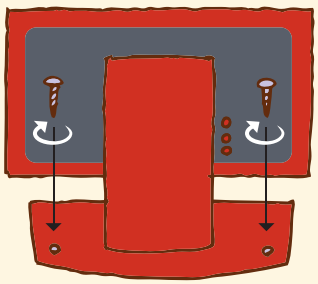

ストラップ式器具や粘着マット式等で固定する場合

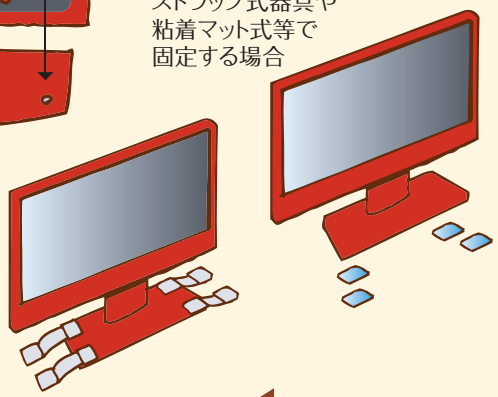

壁からヒートンおよびロープ等で転倒防止をする場合

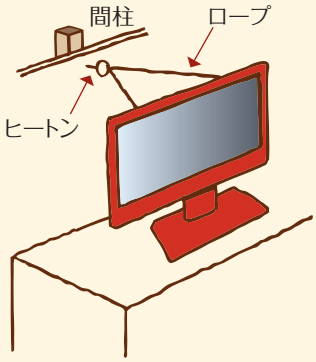

●電子レンジの場合

電子レンジ本体を台または壁に固定するとともに、レンジ台を床または壁と固定しましょう。

ストラップ式を用いて電子レンジを固定した例

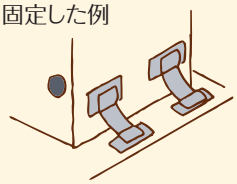

粘着マット式を用いて電子レンジを固定した例

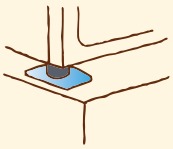

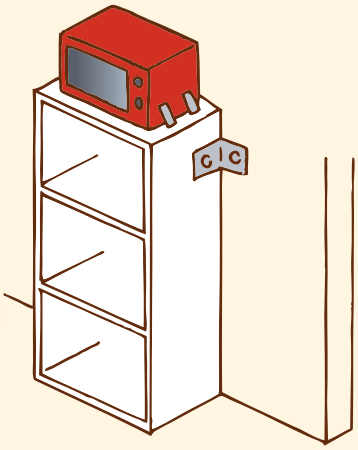

●冷蔵庫の場合

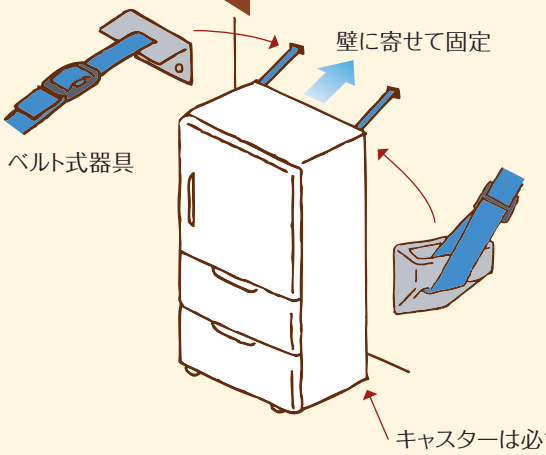

冷蔵庫の背面上部のベルト取付け部分と壁とをベルトで連結すると、効果が高くなります。冷蔵庫裏面の取手にベルトを通して、なるべく壁に寄せて固定します。

さらに詳しい内容については、下記のホームページをご参照ください。

●東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策」

URL http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-bousaika/kaguten/

●家庭内の転倒・落下・移動防止チェックリスト

	チェック項目	チェック
01	テレビを壁またはテレビ台に固定するとともに、テレビ台も固定している。	
02	テレビが転倒・落下・移動しても、人に当たったり、避難障害にならないところに置いている。	
03	冷蔵庫を、ベルトなどで壁と連結している。	
04	冷蔵庫が移動しても、避難障害にならない場所に設置している。	
05	冷蔵庫や家具類の上に、落下しやすい物を置いていない。	
06	電子レンジをレンジ台などに固定するとともに、レンジ台も固定している。	
07	窓ガラスの近くに、大型の家電製品や家具を置いていない。	
08	家電製品は、付属している取扱説明書に従って転倒・落下・移動防止対策を行っている。	
09	L型金具を使用する場合は、壁の下地材（間柱など）や柱など、強度がある部分に固定している。	
10	ポール式を使用する場合は、ストッパー式やマット式と併用している。	
11	ポール式を使用する際、天井に強度がない場合は、あて板で補強している。	
12	ポール式は、できるだけ奥に取り付けている。	
13	ストッパー式は、家具の端から端まで敷いている。	
14	石膏ボードに接着されているだけの付け鴨居の場合は、補強したうえで、転倒防止器具を取付けている。	
15	上下に分かれている家具は、上下を連結している。	
16	ガラスにはフィルムを張るなど、飛散防止をしている。	
17	収納物が飛び出さないよう、扉に開放防止器具を付けている。	
18	重いものを、できるだけ下に収納している。	
19	固定に用いる器具は、家具類の重さや形状に応じて選んだ。	
20	家具が転倒しても、避難路を塞がない置き方をしている。	

◎高層階（概ね10階以上）では、以下のことについても確認しましょう。

21	日常的に動かすキャスター付き家具類は、動かさないときはキャスターロックをするとともに、着脱式ベルトなどで壁につなげている。	
22	日常的に動かさないキャスター付き家具類は、キャスターをロックして下皿を設置するとともに、転倒防止対策をしている。	
23	壁に接していないテーブル等には、脚に滑り止めをしている。	
24	観賞用水槽等を台と固定し、台を壁と固定している。	
25	吊り下げ式の照明に揺れ防止をしている。	
26	引き出し式の家具類にはラッチがついているものを使用するなど、引き出しの飛び出し防止をしている。	
27	出入口の近くにキャスター付きの家具類を置いていない。	

●主な対策器具

L型金具

家具と壁を木ネジ、ボルトによって固定するタイプ。

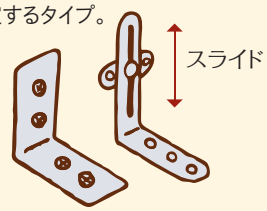

ポール式（つっぱり棒式）

ネジ止めすることなく、家具と天井の間隙に設置する棒状のタイプ。

ストッパー式

家具の前下部にくさび状に挟み込み、家具を壁側に傾斜させるタイプ。

マット式（粘着マット式）

粘着性のゲル状のもので、家具の底面と床面を接着させるタイプの器具

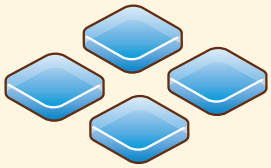

ヒートン+ロープによる方法

壁にねじ込んだヒートン（端部がリング状になった木ネジ）と家電製品等を細紐などで結んだ方式。主にテレビなどの転倒防止に用いられる。

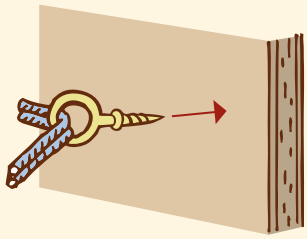

東京を楽しく走ろう! ランニングスポット

秋口から冬にかけては、絶好のジョギングシーズン。
東京には、さまざまなところにランニングコースが設置されています。
都内各地区から、公園内等に設けられている
ランニングスポットを中心にピックアップして紹介します。

中央ブロック　皇居(千代田区)

まさしくランナーたちの聖地。夕方や週末には大勢のランナーが集います。皇居外周は1周約5kmで、初心者でも気軽に挑戦できる距離となっています。

城東ブロック　木場公園(江東区)

公園内にジョギングコースの設定があり、1,000m、2,000m、3,000m、3,500mのコースを掲示板で案内しています。200mごとに距離表示があります。

城南ブロック
砧公園(世田谷区)

人気のランニングスポットで、有名人を見掛けることもあります。公園内は適度な起伏に富んだコースになっています。多摩川まで足を延ばす人もいます。

城西ブロック　善福寺川緑地(杉並区)

善福寺川に沿って緑地公園が広がっています。春は満開の桜を見上げながら、夏は深緑に包まれて、秋は見事な紅葉を見ながらジョギングが楽しめます。

城北ブロック

光が丘公園（練馬区、板橋区）

いちょう並木が有名な公園で、夏は涼しい木陰で、秋は色づいた並木道で、ジョギングが楽しめます。公園入口には、光のアーチがあります。

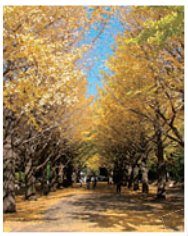

多摩ブロック

西東京いこいの森公園（西東京市）

西東京市にある約4.4ヘクタールの市内最大規模の市立公園。ジョギング走路が整備され、距離表示板もあります。樹木や花壇の花も楽しめます。

東京都宅建協会は、東京のまちづくりに貢献しています

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会は2012年4月1日に東京都知事の認定を受け、公益社団法人として発足した団体です。前身の社団法人東京都宅地建物取引業協会は1965年（昭和40年）に設立され、48年の歴史を培っています。現在、東京都内の不動産業者の55%にあたる約1万5,200名が加入する東京都で最大の不動産業界団体です。

東京都宅建協会には本部と33支部があり、東京都・各区市町村に協力して、住みやすいまちづくりに貢献しています。

●東京都宅建協会・33支部電話番号

	支部名	該当行政区	電話番号
中央ブロック	千代田中央支部	千代田区、中央区	03-3293-0878
	台東区支部	台東区	03-3876-4400
	文京区支部	文京区	03-3818-1521
	港区支部	港区、島しょ	03-3593-2241
城東ブロック	江東区支部	江東区	03-3636-5893
	江戸川区支部	江戸川区	03-3654-0411
	墨田区支部	墨田区	03-3622-1221
	葛飾区支部	葛飾区	03-3602-6646
	足立区支部	足立区	03-3889-2297
	荒川区支部	荒川区	03-5855-0091
城南ブロック	品川区支部	品川区	03-3782-0177
	大田区支部	大田区	03-3732-3871
	目黒区支部	目黒区	03-3719-9910
	世田谷区支部	世田谷区	03-5787-3751
城西ブロック	新宿区支部	新宿区	03-3361-7171
	渋谷区支部	渋谷区	03-3461-3222
	杉並区支部	杉並区	03-3311-4937
	中野区支部	中野区	03-3387-5977
城北ブロック	豊島区支部	豊島区	03-3984-2977
	北区支部	北区	03-5390-2202
	板橋区支部	板橋区	03-3579-4900
	練馬区支部	練馬区	03-3992-1248
多摩ブロック	武蔵野三鷹支部	武蔵野市、三鷹市	0422-32-4267
	小金井支部	小金井市	042-381-4058
	北多摩支部	小平市、東村山市、西東京市、清瀬市、東久留米市	042-467-3188
	立川支部	立川市、東大和市、武蔵村山市、昭島市	042-548-1251
	国分寺国立支部	国分寺市、国立市	042-323-4900
	西多摩支部	西多摩郡、青梅市、福生市、あきる野市、羽村市	0428-24-1005
	調布狛江支部	調布市、狛江市	042-482-1782
	府中稲城支部	府中市、稲城市	042-333-8881
	南多摩支部	日野市、多摩市	042-372-8620
	八王子支部	八王子市	042-625-1341
	町田支部	町田市	042-723-1351

●東京都宅建協会【33支部のご案内】 URL http://www.tokyo-takken.or.jp/shibu.html